

【親族訪問を目的とした短期滞在査証】

2023年5月

A. 該当するケース

日本に居住する三親等以内の親族を訪問する場合

(三親等を越える親族を訪問する場合は、「知人訪問を目的とした短期滞在査証」になります。)

B. 提出書類 (各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html)

※は当館 HP でダウンロード可

【申請人が用意する書類】

① パスポート (要署名)

② 査証申請書※ (4.5×3.5cm の顔写真貼付)

☞ 申請人と在日親族の関係 (三親等以内) を証明するのに十分な親族の出生証明書及び婚姻証明書が必要

③ 出生証明書 (PSA で1年以内に発行されたもの)

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表 (フィリピン教育省：指定様式 137)
- ・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書

④ 婚姻証明書 (既婚者のみ。PSA で1年以内に発行されたもの)

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書

【申請人が費用を一部又は全部負担する場合】

⑤ 預金残高証明書

⑥ 納税証明書 (フィリピン内国歳入局指定様式。写し可)

【日本側で用意する書類】 (作成・発行から3月以内のもの)

⑦ 招へい理由書※

⑧ 滞在予定表※

⑨ 住民票 (在日親族及び身元保証人のもの)

☞ 世帯全員分、かつ、記載事項の省略のないもの (ただし、個人番号と住民票コードの記載のないもの)

【併せて提出する書類】

- ・在日親族又はその配偶者が日本人→戸籍謄本
- ・在日親族又は身元保証人が外国籍→在留カード又は特別永住者証明書の写し (両面)

【日本在住の身元保証人が費用を一部又は全部負担する場合】

⑩ 身元保証書※

⑪ 以下の書類のいずれか1点 (複数提出も可。源泉徴収票は不可)

- ・所得証明書
- ・(総所得額の記載のある) 納税証明書
- ・確定申告書控
- ・預金残高証明書